

飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱(平成27年飯塚市告示第267号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月6日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱の一部を改正する告示

改正後		改正前	
別表(第3条関係) 補助対象経費一覧		別表(第3条関係) 補助対象経費一覧	
項目	内容	項目	内容
人件費	専従役員手当、非専従役員手当	人件費	専従役員の給与、諸手当及び福利厚生費(法定福利費を含む)、非専従役員手当
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、告示の日から施行する。